

## 指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名 : 株式会社青山組  
代表者及び住所 奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺北1-14-15  
代表取締役 青山 雄之
2. 指名停止措置期間 : 令和7年4月11日から令和7年7月10日まで(3ヶ月)
3. 指名停止措置の範囲 : 近畿地方整備局管内
4. 事実概要 : 株式会社青山組(以下、受注者)は、令和6年11月6日付けで滋賀国道事務所発注の「国道8号鳥居本地区他歩道整備他工事」の契約を締結したが、受注者より工事の施工体制の確保が出来なかったとの理由で、令和7年2月6日付けで履行不能届が提出された。  
滋賀国道事務所は、令和7年2月12日付けで本件契約の解除通知を行ったものである。
5. 指名停止措置理由 : 株式会社青山組から履行不能届が提出され契約解除に至ったことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当するため。  
従って、本件については、指名停止3ヶ月を適用する。

### <工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

(不正又は不誠実な行為)

15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。

### ○問い合わせ先

国土交通省近畿地方整備局

総務部契約課 TEL: 06-6942-1141

契約課長 柳原 宏明 (内線 2511)

建設専門官 早川 健 (内線 2512)